

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(懲戒の種類)</p> <p>第2条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、<u>1月以上</u>6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(懲戒の種類)</p> <p>第2条 懲戒は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告の区分によるものとし、学長が書面をもって行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	

附 則 (25 教規程第 13 号)

この規程は、平成 25 年 3 月 18 日から施行する。